

認知症簡易チェックシステムのサービスを開始しました

パソコンやスマートフォンなどを使って簡単に認知症チェックができるシステムのサービスを開始しました。

●認知症とは

認知症は、脳の障害によって「記憶する」「時・場所・人などを認識する」「計算する」などの認知能力が低下し、日常生活を送ることが困難になる病気です。加齢に伴う物忘れとは異なります。

●「これって認知症?」「わたしも認知症?」

チェックシステムは「これって認知症?」「わたしも認知症?」の2種類があります。

「これって認知症?」は、身近な人の状態をチェックでき、「わたしも認知症?」は、自分の状態をチェックすることができます。

チェックした結果とともに、相談先などの情報が表示されます。



▶利用方法

ご利用はこちらから。

<http://fishbowlindex.net/honjo/>



《認知症簡易チェックシステムのご利用にあたって》

- ・利用料は無料ですが、通信料は自己負担となります。
- ・個人情報の入力は一切不要です。
- ・医学的診断をするものではありません。結果にかかわらず、ご心配のある人はお早めにご相談ください。

★介護保険課 ☎ 1722

認知症個別相談会を開催します

歳とともに誰でも物忘れをしやすくなります。認知症を心配される人は、市内地域包括支援センターによる個別相談会でぜひご相談ください。

①本庄西地域包括支援センター

本庄市社会福祉協議会

日程 毎月第4金曜日（12月のみ第3金曜日）

会場 はにぼんプラザ

住所 銀座1-1-1 ☎ 7088

②本庄東地域包括支援センター 安誠園

日程 毎月第3木曜日

会場 安誠園

住所 小和瀬1666 ☎ 6262

③本庄南地域包括支援センター シャローム

日程 毎月第3金曜日

会場 シャローム

住所 今井1251-1 ☎ 9580

④児玉地域包括支援センター

日程 毎月第1月曜日（1月のみ第2月曜日）

会場 児玉地域包括支援センター

住所 児玉町金屋1302-1

☎ 1545

《①～④共通》

時間 午後2時～4時

対象 市内在住者

申込 直接各包括支援センターへお問い合わせください。

★介護保険課 ☎ 1722

認知症サポーター養成講座を開催します

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を暖かく見守る「応援者」です。私たちができる支援を一緒に考えてみませんか。

日時 6月29日(水) 午前10時～正午

会場 共和公民館

講師 児玉地域包括支援センター職員

定員 50人（先着順）

託児 9人（1歳以上・要申込・先着順）

※1歳未満のお子さんは同席で参加できます。

費用 無料

申込 6月8日(水)から電話で下記へ

※受付時間：日曜日を除く午前10時～午後4時

★コープみらい コーププラザ深谷

☎ 048-572-8886

介護保険の利用者負担金助成制度・負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

現在、この制度を利用している人は、有効期間が7月末となっています。引き続き利用する場合は、再度手続きが必要です。忘れずに申請してください。

①介護保険利用者負担金助成制度

介護認定を受けている人が介護保険の居宅サービス等を利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度です。

対象 介護認定を受けていて、平成28年4月1日時点で次の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）
○平成28年度の住民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給している人…利用者負担金の2分の1を助成

○平成28年度の住民税が世帯全員非課税の人…利用者負担金の4分の1を助成

《次のサービスは対象となりません》

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

用意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度です。

平成28年8月から、食事・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金収入に加え、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することとなります。

対象 介護認定を受けていて、次の要件を満たす人（生活保護受給者を含む）

○平成28年度の住民税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の人

○預貯金等が単身の場合1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下の人

用意 平成27年度の介護保険負担限度額認定証、預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）、価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）、印鑑（朱肉を使うもの）

《①②共通》

受付期間 6月20日(月)～7月29日(金)（土・日・祝日を除く）

受付場所 介護保険課（市役所1階）、市民福祉課（アスパアこだま内）

★介護保険課 ☎ 1719、市民福祉課 ☎ 1333

高齢者虐待に気づいたら、通報することが義務です！

みんなで防ごう 高齢者虐待

虐待に気づいたら・・・下記にご連絡ください

虐待を止めることは、高齢者を守るとともに、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

- ◆本庄市役所介護保険課 ☎ 1722
- ◆本庄東地域包括支援センター 安誠園 ☎ 6262
- ◆本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会 ☎ 7088
- ◆本庄南地域包括支援センター シャローム ☎ 9580
- ◆児玉地域包括支援センター ☎ 1545

本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議

市では、「本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について話し合っています。